

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦の方などがいる家庭を支援員（ヘルパー）が訪問して、家事・育児を支援します。

《支援内容》

- ・家事支援（食事の準備・片付け、洗濯、掃除、生活必需品の購入、産前産後のお世話 など）
- ・育児支援（育児のサポート、保育所等への送迎（原則徒歩。利用者が交通費を負担すればタクシー等での移動可）など）

《利用できる方》

久留米市に居住する、家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭（原則 18 歳までのこどもがいるご家庭が対象）や妊婦さんのいる家庭で、訪問支援が必要なご家庭

（例）・保護者または児童に疾病や障害があるご家庭

・身近に支援者がいないご家庭 など

※ご家庭の状況によっては、他の支援サービスをご案内する場合があります。

《利用者負担額》

世帯の区分に応じて、利用者負担額が異なります。

世帯区分	利用者負担額(A+B)	
	A:1時間あたり	B:1回あたり
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	0円(300円)	0円(190円)
③市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	0円(600円)	0円(370円)
④その他の世帯	1,500円	930円

●派遣ルール(原則)

- ・3ヶ月以内で平日の利用
- ・週2回、1日当たり1回、2時間以内
- ・午前8時30分から午後6時まで
※年末年始(12/29~1/3)を除く

※②については年間96時間、③については年間48時間を超えるとカッコ内の額になります。

《利用方法》

① こども子育てサポートセンターへ電話をする

担当者が詳細の聞き取りをするため訪問の日程を調整します。その中でご家庭の状況を確認し、支援内容(期間や回数、日程等)について一緒に相談しながら検討します。

② 利用申請書を提出する

利用を希望される場合、久留米市に利用申請書を提出していただきます。

③ 利用の決定を受ける(申請書提出後より、2週間程度で通知)

久留米市で審査を行い、利用が決定したら利用決定通知書をお送りします。

④ 訪問支援を受ける

支援員（ヘルパー）がご自宅に訪問して支援を行います。支援終了後、利用者負担額をお支払いください(支払方法・支払いは事業者ごとに異なります。)

<利用申請先・お問い合わせ>

〒830-8520

久留米市城南町 15-3 久留米市役所 16F TEL:0942-30-9302

子ども未来部 こども子育てサポートセンター FAX:0942-30-9718